

さずな

第 316 号

令和7年1月1日発行



新年のごあいさつ

宇都宮市農業委員会

会長 村田 隆 一



新年あけましておめでとうございます。

昨年は、元旦に発生した石川県の能登半島地震によって関連死を含め400名以上の方々が亡くなられ、家屋全壊が6,000棟以上と大きな被害が発生し、9月には豪雨災害により、多くの死傷者や土砂崩れ等による道路網の寸断などの被害が出るなど、二度に渡り大きな災害に見舞われました。心よりお見舞い申し上げます。

昨年より進めてまいりました地域計画策定作業におきましては、皆様のご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

結びにあたりまして、私たち農業委員会は高い倫理観のもと、公平で公正な活動に尽力してまいりますので、農家の皆さまをはじめ各関係機関の方々のより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、農政においては、昨年、農業政策の基本方針を定めた「食料・農業・農村基本法」が改正されたところであ

り、それを踏まえて本年3月までには、国の農業政策の中長期的な方針となる食料・農業・農村基本計画が改定される予定であり、今後、食料安全保障の強化など様々な施策が打ち出されて来るものと期待しております。

昨年の米不足などに見られたように、天候不順などの影響や大雨被害等により野菜や米の価格が高騰するなど消費者が悲鳴をあげるとともに、生産者も資材の高騰などにより厳しい経営を強いられています。私たち農業に携わる者や、これから農業に挑戦してみようと思う若い人たちが希望を持てる農業施策を新政策をはじめ各関係機関に対し強く要望するところであり

ます。

結びにあたりまして、私たち農業委員会は高い倫理観のもと、公平で公正な活動に尽力してまいりますので、農家の皆さまをはじめ各関係機関の方々のより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

軽油引取税に係る 令和 7 年分農業用免税証の交付申請について

令和 7 年分農業用免税証の交付申請の受付を次のとおり行いますので、交付を希望される方は必ずその期間中に申請してください。

1 受付日程及び会場

- (1) 受付会場：栃木県庁河内庁舎（住所：竹林町 1030-2）
- (2) 受付時間：午前 8:45 ～ 11:15 午後 1:00 ～ 3:30
- (3) 受付期日：住所地の指定日（午前・午後の指定あり）に申請してください。

期 日		指 定 地 区	会 場
R7.1.8（水）	午前	上河内地区	栃木県庁河内庁舎 5階大会議室
	午後		
R7.1.9（木）	午前		
	午後		
R7.1.10（金）	午前	河内地区	
	午後		
R7.1.14（火）	午前	城山地区	
	午後	富屋地区・篠井地区	
R7.1.15（水）	午前	横川地区	
	午後	平石地区	
R7.1.16（木）	午前	本庁地区・姿川地区	
	午後	瑞穂野地区・雀宮地区	
R7.1.17（金）	午前	豊郷地区	
	午後	清原地区・国本地区	

◇予備申請期間：2/17 (月) ～ 2/18 (火) 午前 8:45 ～ 11:15 午後 1:00 ～ 3:30

◇会 場：栃木県庁河内庁舎 5階大会議室

2 持参するもの

- (1) 新規申請以外の方
 - ① 免税軽油使用者証
 - ② 印鑑
 - ③ 免税軽油の引取り等に係る報告書（納品書等を持参。コピー可）
 - ④ 420 円（手数料）
（①の使用者証が今回更新の方のみ）
 - ⑤ 農業委員会が発行する耕作証明書
（交付数量の再計算を希望される方のみ）
- (2) 新規申請の方
 - ① 印鑑
 - ② 農業委員会が発行する耕作証明書
 - ③ 作付内容のメモや使用機械のカatalog等
 - ④ 420円（手数料）

3 免税証の交付

前年度の申請内容に変更のない方

→ 申請日に即日交付します。

新規申請の方及び追加交付希望の方

→ 後日、県税事務所窓口で交付します。

※ 追加交付希望の方は、前年交付と同数量分は申請日に交付します。

4 注意事項

- (1) 耕作証明書の添付について
免税軽油使用者証更新申請時の耕作証明書の添付は不要になりました。
（新規申請及び交付数量の再計算を希望する方は必要です。）
※詳しくは宇都宮県税事務所にお問い合わせください。
- (2) 納品書等の持参について
報告書に添付すべき納品書等を忘れた場合など書類に不備があった場合は免税証の即日交付はできません。
紛失した場合は、必ず購入店の販売証明書を持参してください。（新規申請の方を除く。）

5 免税証に関する問い合わせ・連絡先

宇都宮県税事務所

課税部 個人課税課 ☎ (626) 3018

6 耕作証明を必要とする場合は、下記の窓口で交付を受けてください。

耕作証明に関する問い合わせ・連絡先

宇都宮市役所 7 階 宇都宮市農業委員会事務局

農地最適化・管理グループ ☎ (632) 2815

家族経営協定を結びませんか

～経営方針や家族一人ひとりの役割や働きやすい環境作りなどについて家族みんなで考えてみましょう～

そもそも家族経営協定ってなに？

家族経営協定とは、農業に従事する家族全員が意欲と生きがいをもって、農業に取り組んでいくために、将来の目標、役割分担、就業条件などについて話し合い、文書で取り決めることです。

家族経営協定のメリット

- 農業者年金保険料の政策支援（国庫補助最大216万円）が受けられる

⇒家族経営協定を締結することで経営主の配偶者や後継者（直系卑属）も政策支援加入（保険料の国庫補助）の対象となります。

- 夫婦2人で新規就農者育成総合対策「経営開始資金」（旧農業次世代人材投資事業）を活用できる

⇒通常の給付は年間150万円（1～3年まで）ですが、夫婦ともに就農する場合（家族経営協定等により共同経営者であることが明確である場合）夫婦2人の合計で年間225万円（1～3年目まで）を受け取ることが出来ます。



※【家族経営協定の見直し】 家族経営協定は、一度締結したら終わりではなく、社会経済情勢の変化に応じて、適宜、見直しを行いましょう。

我が家の家族経営協定書（例）

（目的）

第1条 この協定書は、経営主____、妻____、後継者____ 相互に責任ある経営への参画を通じて、安定的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭を築くことを目的とする。

（生活設計）

第2条 各人の人生観、生きる姿勢を認め合い、コミュニケーションを大切に、家族の合意のもとに長期生活設計及び毎年の具体的事項を内容とする年度別生活設計を樹立する。

（経営計画）

第3条 夫及び妻は資金計画、作付計画等、農業経営に関する事項についてその都度協議の上決定し、…

（経営の役割分担）

第4条 経営の部門のうち、生産に係わるものについては経営主が生活に係わるものについては妻が主体となっていくが、重要事項については、協議の上決定するものとする。

（収益の分配）

第5条 経営から発生する所得は、家族が話し合いのうえ、農作業の従事状況に応じて給与額と支払い時期を定めることとする。

（就業条件）

第6条 1日の労働時間は○時間を原則とするが、農作業の状況、健康状態、家事や公的時間を踏まえ、延長または短縮する。

家族経営協定推進機関

問い合わせ先

・宇都宮市農業委員会事務局

・栃木県河内農業振興事務所

農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ

・宇都宮市農業企画課

・宇都宮農業協同組合

☎ 028(632) 2812・2815

農業委員会からのお知らせ

①農地の違反転用は止めましょう！ 農地転用には許可が必要です。

●農地を農地以外に用途を変更する（農地転用）には、農地法に基づく許可が必要です。無断で転用した場合は、個人にあつては3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人にあつては1億円の罰金という罰則の適用があります。なお、農地転用したくても条件によって転用できない土地がありますので、詳しくは、農業委員会事務局まで直接お越しいただき、ご相談ください。

●耕作者が自ら耕作を行っている農地（2アール未満のものに限る。）に農業用施設（農業用倉庫等）を設置する場合には、農地転用の許可は不要ですが、農業用施設用地とするための届出が必要になります。なお、農用区域内の農地については、農業用施設用地とするための用途区分の変更手続きが必要になります。

②農業を行う法人は毎年、事業状況等の報告が必要です。

●農地を所有、又は借り受けている農地所有適格法人及び一般法人は、農地法の規定により、毎年、事業の状況等を報告する義務がありますので、法人の事業年度終了後3か月以内に農業委員会へ報告書の提出をお願いします。

③農地を相続した場合には『農業委員会への届出』が必要です。

●平成21年12月の農地法改正によって、相続で農地の権利を取得した場合には、農地が所在する市町村の農業委員会にその旨を届け出ることが義務づけられましたので、必ず農業委員会への届出をお願いします。なお、届出をせず、または虚偽の届出をしたりすると罰則があります。

④農地の利用でお困りの方は、ご相談ください。

●自ら耕作できないなど、農地の利用でお困りの方は、農地が遊休化する前に、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にご相談ください。

問い合わせ先

農業委員会事務局

①②③

農地調整グループ

☎ 028 (632) 2813・2814

④

農地最適化・管理グループ

☎ 028 (632) 2812・2815

意見書を市長に提出



佐藤市長に意見書を手渡す村田会長



左から、佐藤会長職務代理、村田会長、佐藤市長、櫻井会長職務代理

宇都宮市農業委員会（村田隆一会長）は、8月2日に「令和7年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」を市長に提出しました。

この意見書は、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農地等利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため、農業委員・農地利用最適化推進委員より提出された意見等を取りまとめ作成し、総会で決定されたもの

です。

市長からは、「地域計画について、農業委員会が主導的に活動されていることに感謝申し上げます。農業王国うつのみやを目指して、皆様とともに頑張っていきたいのでお力添えいただきたい。」とお話がありました。

意見書の詳しい内容は、市HPをご覧ください。



主な意見内容

地域計画に基づく農地の集積・集約化

- ・地域計画の策定、更新にあたっては、地域の農業の担い手となる中心経営体に加え、多様な農業者が積極的に参加するよう連携した働きかけ

担い手の確保・育成支援

- ・地域計画における担い手を確保するため、地域農業者の意識醸成を図りながら、集落営農の組織化、法人化に向けた支援の充実

基盤整備事業の推進

- ・大区画化・汎用化等の推進や農業者負担の軽減支援
- ・基盤整備に対する支援制度の周知と活用方策の提案

遊休農地対策

- ・地域計画の策定、更新にあたっては、遊休農地の管理や活用について地域内で検討するよう連携した働きかけ
- ・市の遊休農地再生交付金などの支援策の周知啓発

新規就農者支援・育成

- ・幅広い分野から農業に関心のある若者を呼び込むため、移住相談窓口など、様々な機会を捉えた広報活動の継続
- ・安定的な営農のための様々な媒体を活用した情報発信・ネットワークの構築

女性農業者等への支援

- ・女性農業者が地域農業の担い手として活躍できるよう、働きやすい環境整備などのきめ細かなサポート体制の充実
- ・宇都宮産農産物を活用した加工・販売などの6次産業化への支援の充実

災害対策

- ・水利施設等の計画的な機能保全対策の継続
- ・長期的に田んぼダムの効果が得られるような維持・管理体制の整備

今回は、雀宮地区の吉田裕之さんをご紹介します。

裕之さんは、父親とパートナー1名で、約20aの施設ハウスでシクラメンを中心にアジサイ、ランキユラス等を栽培し、約5・5haの水田では食用米と飼料用米を生産しています。

以前から農家を継ごうと思っていたそうですが、社会で色々経験したいという思いもあり、興味があった分野で働いた後、就農して約10年になります。

最初は両親から技術を学びつつ、県農業大学校で農業の基礎を学びました。農業試験場での研修への参加や、花き組合の部会や地区の研究會、4日クラブへの加入で

農業関連の人との付き合いを広げたことで相談できる仲間が増え、大いに自分の力になっていくとのこと。

自分の理想通りに花を作れたり、特にお客さんから「きれいだね」「また来るね」と言っていたら、リピーターになってもらえた時にやりがいを感じるそうです。

11・12月は自宅の庭先でシクラメンを直売するので、気軽にハウス内の花を見にきて欲しいとのこと。

一方で、花を買う習慣が少なくなりつつあることをお客さんの話や買い方から感じており、需要の減少への危機を感じているそうです。

そのような中でも、若い人たちへの期待を込めて高

校生や農業大学校生の実習を受け入れ、自分の花を育てる思いを伝えていきます。

農業以外では、消防団員や少年指導委員として地域の防災、防犯に積極的に貢献しており、そんな多忙な中でもゴルフや日帰り登山でリフレッシュしています。

時間があればテントをかって、峰々を縦走したいそうです。

今後については「子どもたちに花に興味を持ってもらえるよう、幼稚園児等への花育に積極的に参加したり、SNS等による情報発信に力を入れていきたい。」と熱く語ってくれました。

裕之さんの今後の益々のご活躍を応援しています。

紹介します

次代を担う若い力

よしだ ひろゆき
吉田 裕之さん(42)<雀宮地区>



きれいな花を育てます

キラリ☆とあぐり美人



ここからおいしさを届けます。

さくらい ますみ
櫻井 真澄さん(40)(古里地区)

★経営内容 米、ニラ、その他葉物野菜等

★家族

夫(40歳)、長男(14歳)、二男(12歳)、三男(7歳)、夫の父(71歳)、夫の母(71歳)、夫の祖父(96歳)、夫の祖母(96歳)

Q 農業をはじめたきっかけは？

A 夫が実家の農業を継いだことがきっかけです。三男が小学校に入学して手がかからなくなるのに合わせて、農作業の時間を増やしました。

Q 経営での関わりは？

A 田植えやニラの出荷作業の手伝いの他、直売に出す野菜を季節ごとに育てています。

Q 農業をやっていて良かったことは？

A 野菜嫌いが直りました。また、4世代の食事を作ることで、同じ素材を幾通りにもおいしく調理できるようになりました。

Q 経営で心がけていることは？

A 買う人の気持ちを考えて、直売に出す野菜に虫や卵がついていないかなど、葉の裏までよく確認して出荷するように気を配っています。

Q 真澄さんにとって家族とは？

A いないと困る存在です。自然と、お互いの助け合いができています。

Q リフレッシュはどのように？

A 夫や子どもたちと県内や隣県に遊びに行き、リフレッシュしています。また、身の回りを整えると心もきれいになります。

Q 今後の抱負をお願いします！

A 色々教わりながらできることを増やして、家族それぞれの長所を生かし、適材適所で協力し合っていきたいです。

記者からのコメント

明るく自然体で、家族への愛情が深い真澄さんは、家族にとってなくてはならない存在だと強く感じました。

猪・鹿・狸!!

城山地区

今回の標題にビックリされた方が多いと思います。現在、中山間地の農業従事者をはじめ、家庭菜園で各種作物の栽培をしている方々からも、何者かに収穫直前に作物を全て食べられてしまったという話を多く聞きます。露地野菜、果樹農家は「もう来年はトウモロコシを作らない」「楽しみに育てたブドウだが、これからどうしたら良いのか」など困り果てています。

城山、国本地区においては稲、小麦、大豆、サツマイモ等の作物で猪対策は進んで来ていますが、近年発生している鹿、狸、ハクビシン、アラビグマによる被害には対策が追い付いていない状況が続いています。昨年は市街地に近い畑でも被害が多く聞かれており、あるトウモロコシ農家は作物が全滅した畑が40アールに上ったと話しています。

原因の究明や対策はこれらの課題になりますが、今回は対策に日夜努力している市有害鳥獣対策協議会城山地区実施部隊の活動を紹介します。実施部隊は10人のメンバーで活動していますが、昨年、10月半ばまでのククリワナによる捕獲数は猪12頭、鹿3頭

で、更に箱ワナによる捕獲（狸、ハクビシン、アラビグマ）も多数に上るとの事です。

近年の農作物の被害が目立つのは、特に増加が心配されるハクビシンやアラビグマです。農家だけでなく一般家庭からの相談も多く、また、市街地の方からの相談も増加しているそうです。主に空家、納屋等に営巣しているとされますが、市の農林生産流通課の担当者によると、餌を豊富に食べて数を増加させているとのことでした。動物による被害が生じた際には、有害鳥獣対策実行部隊に正確な情報を提供するとともに、積極的に活動へ協力することで、地区内の被害をなくさなければと強く感じました。

編集委員 小野口勝仁



多面的機能支払交付金活動組織「水明会」

絹島地区

上小倉地区の多面的機能支払交付金活動組織である「水明会」を紹介します。

宇都宮市では、多面的機能支払交付金を活用し、現在約60組織が活動しており、水明会もその組織の一つであり、令和6年度で創立9年目を迎え、地域の農地、水路、農道等の地域資源の適切な保全管理を主な目的とした組織であり、地域の方々が水源のかん養や自然環境の保全管理、良好な景観形成などの活動を行っていますと会長より説明がありました。現在の会員数は85名で、地域の高齢化を危惧し、約20年先を目指して若手の勧誘に努めた所、6名の若者が昨年度加入したとのこと。会長の先見的ビジョンに感心しました。



水明会のモットーはAKKだそうです。Aは安全、Kは貢献、最後のKはコミュニケーションと説明がありました。事故ゼロ、地域貢献とお喋りを合言葉に、参加して良かったと思える活動を実践しています。活動内容は多岐にわたり、計画的な農道等の草刈り、小学生が中心の水質調査や花植え、近隣の子どもたちを招いた生き物調査と専門家による解説、中学校の草刈りボランティア、保育園児を招いたジャガイモ掘り等、近隣地区の子どもたちを巻き込んだ活動が盛んであることに驚きました。昨年は酷暑への対応として、宇都宮市中央消防署上河内分署署員による熱中症対策研修会を開催し、安全確保に配慮したとのこと。会長は就任3年目を迎えますが、地域の魅力を改めて学ぶために、外部講師を招いての講演会を毎年開催し、地域の素晴らしさを再認識しているとのこと。会長は「参加して良かった水明会、明るい水明会」を推進し地域の人との結びつきを強めたいと話しており、その言葉に熱い思いを感じました。水明会の今後の活躍を祈ります。

編集委員 高橋 英夫

農業委員紹介

平石地区 平出 清一 さん(75)



平石地区の平出清一委員を紹介します。

平出委員は平成26年から農業委員を務めており、現在4期目です。

水稲の他ホウレンソウ、シユンギク、カボチャ、オクラ、東京野菜の一つノラボウナ等、様々な野菜を栽培、出荷しています。

また、親子や大学生など若い世代に、自身の所有する畑で農業を体験してもらうことにも力を入れてきました。



農業委員としては遊休農地解消のための農地パトロールの活動はもとより、若手農業者の支援にも積極的であり、これまで支援した

農業者の中には、非農家出身ながら就農3年目で軌道に乗せつつある「期待の星」の若手がいるなど、将来につながる手ごたえを感じているとのこと。

一方、農業以外にも、地域のために力を尽くしています。

地域の広報紙の発行に携わっていた時に「子どもの居場所」に取材に行った際、子どもたちは、それぞれがおしゃべりする事もなく、自分のゲーム機で遊んでいるだけという状況を見て危機感を抱き、東京都世田谷区での取り組みを参考に、子どもたちがいつでも遊びに来られる「ひみつ基地」を自宅の一角に作ったり、大人向けに、水を張った休耕田で「どろんこバレーボール大会」を開催するなど、子どもたちの思い出づくりや地域の活性化のために長年力を尽くしてきました。



これらの活動はコロナをきっかけに中止となってしまいましたが、現在も、地区の活力あるむらづくり推進協議会の会長として、地域全体のために活動しています。

農業に限らず、自分が主体でやらないとやる気が起きない平出委員の信条は「人は宝」。自分も楽しみながら次の世代のことも考えて、地域のために活動している心意気に感嘆させられました。

農業者年金に加入しませんか？

～農業者年金3つのおすすめポイント～

- ① 積立方式の終身年金で80歳までの保証付き
- ② 保険料額の自由設定・増減が可能
- ③ 税制面で大きな優遇

※一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助（月額最大1万円）による政策支援があります。



問い合わせ先

農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ
☎ 028 (632) 2812・2815

農家の経営と
暮らしに役立つ情報
をお届けします。

全国農業
新聞

農家のための情報誌「全国農業新聞」

◆発行日：毎週金曜日 ◆発行元：全国農業会議所
◆購読料：1ヵ月 700円（送料込）

申し込み先

農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ
☎ 028 (632) 2812・2815

アグリネットワーク 新規会員募集中

応援します！宇都宮の農業

うつのみやアグリネットワークでは、あなたがつくるこだわりの農産物を活かした新商品に係る必要経費の補助や完成した商品のPRを支援いたします。また、メールマガジンにおいて、講座・交流会、商品開発等に関する情報収集が可能です。(入会及び年会費は無料)

また、Youtube「うつのみやアグリネットワークちゃんねる」において、会員PRやマーケティング講座の概要などを配信しております。ぜひご覧ください!



うつのみやアグリネットワークちゃんねる

問い合わせ先

うつのみやアグリネットワーク事務局
(農林生産流通課農産物
マーケティンググループ)

☎ 028 (632) 2843

<https://www.u-agrinet.jp/>



農業王国うつのみや HP

農地の適正管理は責務です！

農地をお持ちの方や借りて耕作している方など、農地の権利を有する方には、農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない責務が、農地法第2条の2で規定されています。

農地は一度荒れてしまうと、耕作できる状態に戻すのに大変な手間と労力を要しますし、害虫や有害鳥獣が住みついたり、火災のおそれが生じたりするなど、住環境も含めた周辺環境を悪化させますので、耕作しない場合であっても適正な管理(耕起、草刈り等)をお願いいたします。

農業委員会では、遊休農地の把握とその解消を目的として、毎年8月に農地利用状況調査(農地パトロール)を実施し、遊休農地を確認した場合は、所有者に対し、今後の利用意向を調査しますので、ご協力をお願いいたします。

利用意向の調査にお答えいただくことなく遊休農地を放置していると、勧告や措置命令など法的措置の対象となることもあります。



問い合わせ先

農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎028(632)2812・2815

生産緑地制度のご案内

本市では、宇都宮市の市街化区域内の農地を対象に貴重な緑空間を保全するため、令和4年度から「生産緑地制度」を運用しています。

市街化区域内の農地は、農作物を生産する場としてだけでなく、都市の貴重な緑や景観の保全・創出、環境保全、防災などのさまざまな機能を有しています。

生産緑地に指定されると、30年間は農地等として営農することが義務付けられ、農地以外の利用はできませんが、固定資産税等の課税が宅地並み評価(農地に準じた課税)から農地評価(農地課税)へ軽減されます。

生産緑地の指定にあたっては、いくつかの要件を満たす必要がありますので、申請の前に要件を満たすかどうかの確認審査を行っています。ご相談はいつでも受け付けておりますので、お気軽に下記にお問い合わせください。

制度利用者の声 (R4年度に生産緑地を指定した農地の所有者)



制度を活用して、固定資産税が減ったので、農業を安心して続けられる!



「生産緑地制度」
についての市 HP



雨水の保水やヒートアイランド現象の緩和など緑地機能を発揮



まちなかの貴重な緑地として、
良好な住環境の形成に寄与

問い合わせ先

宇都宮市 都市計画課 ☎028(632)2565

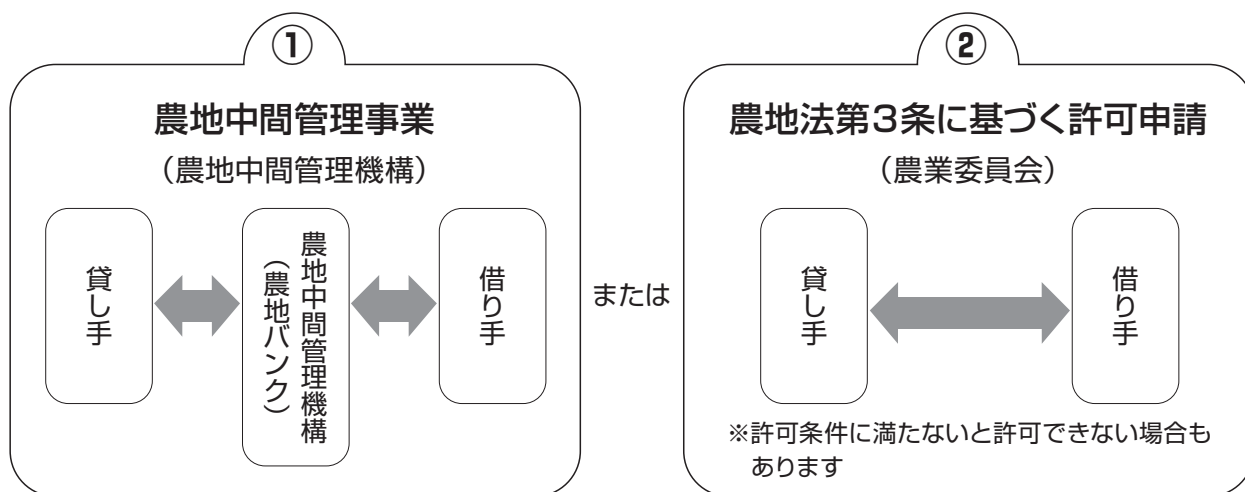
農地の貸し借りの手続きが変わります！

農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正に伴い、令和7年4月からは基盤法に基づく農地の貸し手と借り手との直接の貸し借り（農地利用権設定等促進事業）ができなくなります。今後は次の①か②のいずれかの方法になります。

- ① 貸し手と借り手の間に農地中間管理機構（農地バンク）を通して行う手続き
- ② 農地法第3条に基づく農業委員会への許可申請手続き

ただし、農地利用権設定等促進事業は、経過措置期間として、令和7年3月31日までは新規・更新手続きがともに可能です。

なお、農地利用権設定等促進事業での貸借は契約期間の満了日までは有効です。



①、②いずれも原則として、地域計画（目標地図）に掲載されていることが必要です。

問い合わせ先

- ① 宇都宮市農業公社 ☎ 028-660-2702 または 宇都宮市農業企画課 ☎ 028-632-2473
- ② 宇都宮市農業委員会事務局 ☎ 028-632-2814

農業集落排水処理施設にまだ接続していない方は 早期接続をお願いします

農業集落排水処理施設は、河川や農業用水の水質保全や生活環境の改善を目的に、農村部の下水道として、トイレや、風呂・台所などの生活雑排水を処理するために、地域の皆さまの同意を得て整備された下水の処理施設です。

未接続の方は、速やかに接続していただきますようお願いいたします。

■ 接続工事について

接続工事のお申し込みは、排水設備指定工事店にご依頼ください。
上下水道局ホームページから、指定工事店一覧をご覧になれます。

宇都宮市 排水設備指定工事店

検索

■ 1か月の使用料について

使用料は、世帯割と人数割から算定した定額制です。ご家族の人数により決定します。

世帯割 3,190円 + 人員割 352円×使用人数 = 1か月の使用料(税込)

農業集落排水処理施設をお使いの方で、ご家族の人数に変更がある場合は、お早めにご連絡ください。

※ 下水道の使用料金は、原則として2か月分の請求になります。

■ 融資あっせん制度について

排水処理施設に接続する際、くみ取り式トイレを水洗式トイレに改造する場合や、既存の浄化槽を撤去する場合に、その工事にかかる費用について **80万円を限度に無利子の融資をあっせん**します。

工事を依頼する際に指定工事店にご相談ください。なお、工事の終了後は利用できません。

問い合わせ先

● 使用料について

上下水道局 お客さま受付センター

☎ (633) 1300

● 接続工事・融資あっせん制度について

上下水道局 工事受付センター

☎ (633) 3164

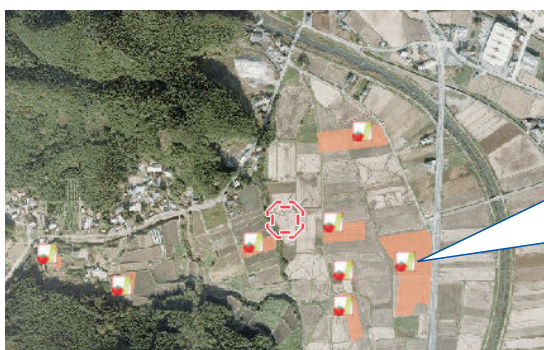


貸付希望農地のマッチングを促進します!

遊休農地の発生防止や農地の流動化を促進するため、貸付を希望する農地の情報を、「宇都宮まちかど情報マップ」(市ホームページから閲覧できます)にて公表しています。

○貸付希望農地の閲覧について

宇都宮まちかど情報マップ上に貸付希望農地を掲載



マップ上の貸付希望農地の上に野菜マークのアイコンが表示され、アイコンをクリックすると、貸付希望農地の詳細情報(農地面積、接道の有無、用排水の有無、貸付条件など)がご覧いただけます。



宇都宮市ホームページ

○貸付希望農地の登録・借受申込について

貸付希望農地の登録、農地の借受を希望する方は市ホームページに掲載されている貸付希望農地登録申込書、農地借受希望申込書を市農業企画課にご提出ください。

農地借受希望申込書をご提出いただいた後、市は、市農業公社を通して地権者とのマッチングなどの支援をします。

問い合わせ先

農業企画課 担い手・農地調整グループ
☎ 028(632)2473
FAX 028(639)0619

発行 宇都宮市農業委員会 ☎ (632) 2815	編集				編集 農委だより編集委員会
	委員長	副委員長	委員	委員	
	平出 清一	相良 律子	小野 勝仁	小島 孝夫	
	高橋 英夫	永岡 浅則	高橋 英夫	永岡 浅則	

地場農産物・販売店等マッチング事業をご活用ください

「地産地消」を
市職員がサポート!

○販路を増やしたい!
○地元の人に自慢の農産物を知ってもらいたい、食べてもらいたい!

市肉生産者



×

マッチング

飲食関連事業者等



○地場農産物を使ったメニューを提供したい!
○地場農産物の品ぞろえを増やしたい!

※ 取引の成立を保証するものではありません。
※ 取引条件は、農業者の皆様と販売店の皆様との交渉により決定していただきます。

問い合わせ先 宇都宮市地産地消推進会議事務局(農林生産流通課 農産物マーケティンググループ)

◆ WEBから申請



【実需用】

【生産者用】



◆ 紙で申請



メールやFAXで提出

申請はいつでも
受け付けております!